

# 物 品 供 給 契 約 書 (案)

供給すべき物品の表示  
肥料 (尿素他 8 点)

発注者 国立大学法人帯広畜産大学 (以下「甲」という。) と供給者 (以下「乙」という。) との間において、上記の物品 (以下「物品」という。) について、下記の金額で供給契約を結ぶものとする。

- 第 1 条 売買代金額は、金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円) とする。  
2 前項の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、売買代金に 110 分の 10 を乗じて得た額である。  
第 2 条 乙は甲に対し、別紙仕様書に基づき、物品の供給をするものとする。  
第 3 条 物品は帯広畜産大学畜産フィールド科学センターに納入するものとする。  
第 4 条 物品の納入期限は、令和 4 年 4 月 15 日とする。  
第 5 条 納品書は帯広畜産大学経理課に送付すべきものとする。  
第 6 条 代金は、物品の納入検査後 1 回に支払うものとする。  
第 7 条 代金の請求書は、帯広畜産大学経理課に送付すべきものとする。  
第 8 条 契約保証金は免除する。  
第 9 条 代金の支払時期は、適正な請求書を受理した日から 40 日以内とする。  
第 10 条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第 2 条に定める物品供給契約基準によるものとする。  
第 11 条 この契約について、甲・乙間に紛争が生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。  
第 12 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。  
第 13 条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西 2 線 1 1 番地  
国立大学法人帯広畜産大学  
契約担当役 事務局長 藤波 豊彦

乙